



武まち審第1号
平成25年8月 日

武蔵村山市長
藤野 勝 様

武蔵村山市まちづくり審議会
会 長 柳 沢 厚

武蔵村山市まちづくり条例第42条に規定する景観重点基準
の考え方（武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン）
について（答申）

平成25年1月30日付武発第1742号で諮問のあったこのことについて、
本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドラインの内容について
「武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン（修正案）」の内容のと
おりとすることを適当と認めます。
- 2 景観重点基準に係る今後の検討課題について
まちづくり条例による狭山丘陵の景観の保全をさらに推進するため、今後、
景観重点基準に次の事項に係る基準を加えることについて検討されるよう要
望します。
 - (1) 広告物について
狭山丘陵の景観に対して大きな影響を与えるものとして、広告物の存在
は無視できず、景観の保全を進める上で何らかの基準が不可欠であると思
えます。建築物の壁面に広告物を表示する場合、その面積を強調・アクセ
ント色の利用可能面積から差し引くとの基準は盛り込まれておりますが、
それ以外の形態の広告物が数多く存在することから、東京都屋外広告物条
例による規制との関係を整理しつつ、広告物に関する基準を定めること
について検討をお願いします。

(2) 擁壁について

狭山丘陵景観重点地区においては、丘陵地という地形上の問題から、宅地開発等がなされる場合に擁壁がつくられる場合が見受けられます。数多くの擁壁が並ぶ状況は、景観上好ましくないばかりでなく、心理的な圧迫感を生じさせます。そこで、一定の高さ又は長さを超える擁壁については、勾配をつける、目隠しの緑化を施す等、擁壁をつくる際の基準を、景観重点基準として定めることについて検討をお願いします。

3 狭山丘陵の景観の保全に係る施策の遂行上望ましい事項について

まちづくり条例に規定する景観重点基準への配慮義務が課されるのは、建築行為等をする際に限られています。狭山丘陵の景観の保全をより効果的に進めるため、ガイドラインに定める内容のほか、次の事項について検討されることを望みます。

(1) 既存建築物における緑化について

狭山丘陵の景観の保全に関するまちづくり条例の規定の施行の際、現に存する建築物の敷地については、建替え等を行わない限り、景観重点基準が適用されることはないこととなります。そこで、緑化に対する助成制度を整備するなど、自発的な緑化を誘導・促進する方策について検討されるよう希望します。

(2) みどりの維持管理について

樹木や生垣などのみどりは、剪定をはじめとした維持管理を定期的に行う必要がありますが、高齢者世帯等において困難となる状況があり、そのために、みどりが失われるといった事態が生じています。このような状況が頻発すれば、景観重点基準により緑化されたみどりにについても維持されず、景観重点基準自体が形骸化してしまうことにつながりかねません。そこで、みどりの維持管理が着実になされるような仕組みについて検討されるよう希望します。

(3) 市民意識の醸成について

狭山丘陵の景観の保全は、市民がその意義を認識し、市の施策に協力するとともに、自主的な活動に取り組むことで、より一層前進するものと考えます。そこで、狭山丘陵の景観の保全に関し、その重要性について随時周知を行うとともに、個々の市民の意識を醸成することにより全体の機運を盛り上げていく方策について検討されるよう希望します。